

## 八王子市妊婦の家族等の麻しん・風しん抗体検査実施要綱

### (趣旨)

- 1 この要綱は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年10月2日号外法律第114号)に基づく本市における特定感染症検査等実施事業の一環として、「特定感染症検査等事業実施要綱」(最終一部改令和7年4月24日厚生発0424第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)に規定されるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

- 2 本市の予算の範囲内において、妊娠を予定又は希望する女性等に対する麻しん・風しん抗体検査を実施し、抗体保有状況の確認と抗体価が不十分な場合の予防接種の勧奨を行うことで、妊娠中の女性の風しん感染による先天性風しん症候群の発生の防止及び、妊婦の麻しん罹患に伴う流産、早産等の防止並びに、乳児期の子どもへの同居者からの麻しん感染を防止することを目的とする。

### (対象者)

- 3 八王子市に住民登録があり、検査当日において19歳以上で、妊娠を予定又は希望する女性(0歳児と同居する母を含む)及びその同居者、並びに妊婦の19歳以上の同居者とする。

ただし、次の各号に該当する者は対象外とする。

#### ①妊娠中の者

#### ②過去に麻しん及び風しんの両方の抗体検査を受けたことがある者。

ただし、いずれか一方のみの抗体検査を受けた者については、未受検の抗体検査に限り、この限りでない。

#### ③麻しん及び風しんの予防接種歴がそれぞれ2回以上ある者(麻しん風しん混合ワクチンを含む)。

ただし、いずれか一方のみの予防接種歴が2回以上ある者については、当該予防接種歴のない抗体検査に限り、この限りでない。

#### ④麻しん及び風しんの既往歴があり、検査で確定診断を受けた者。

ただし、いずれか一方のみの既往歴を有する者については、当該既往歴のない抗体検査に限り、この限りでない。

### (受検者の費用)

- 4 抗体検査に係る費用は、無料とする。

### (個人情報及びプライバシーの保護)

- 5 検査業務の実施に当たり、個人情報及びプライバシーの保護については最大限の配慮をする。

### (その他)

- 6 この要綱に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は別に定める。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

### (要綱の廃止)

- 2 この要綱の施行に伴い、八王子市先天性風しん症候群対策風しん抗体検査実施要綱(令和8年4月1日施行)は廃止する。